



2022年11月22日

各 位

会社名株式会社ディア・ライフ
代表者名代表取締役社長 阿部 幸広
(コード番号：3245 プライム市場)
問合せ先 取締役コーポレートストラテジーユニット 秋田誠二郎
電話番号 0 3 - 5 2 1 0 - 3 7 2 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年12月22日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

将来の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 取締役の員数上限の変更

経営体制の一層の強化及びコーポレートガバナンスの更なる強化を図り、取締役会の透明性及び客観性を高めるため、現行定款第17条（員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、10名から12名に変更するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。



(4) その他、上記の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(6)～(22) (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業</u></p> <p>(7) <u>貸金業</u></p> <p>(8)～(24) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数) 第 17 条 当社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(員数) 第 17 条 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 本条の規定は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022 年 12 月 22 日
定款変更の効力発生日 (予定)	2022 年 12 月 22 日

以 上